官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一七四）　二
○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（一七五）　七
○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一七六）　九
○公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一七七）　九
〔省　令〕
○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働一三八）　一〇
〔その他告示〕
○自動車の型式を指定した件（国土交通一一一八～一一四九）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人国立高等専門学校機構令和七事業年度財務諸表、独立行政法人勤労者退職金共済機構令和七事業年度財務諸表、独立行政法人ＨＮＬＩＡＸＩＯＮ令和七事業年度財務諸表、日本放送協会落札、令和八年浄化槽設備士試験合格者、日本弁護士連合会公示送達関係
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等に対する措置命令、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二百七十四号）（厚生労働省）

第１　国家公務員共済組合法施行令の一部改正

１　国家公務員共済組合の組合員が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の役員となるため退職した場合には、長期給付に関する規定の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかったものとみなし、退職の際に所属していた組合の組合員であるものとする。（第四十三条第二項関係）

２　その他所要の改正を行う。

第２　国家公務員退職手当法施行令の一部改正

１　国家公務員の退職手当について、第１の１に準じた改正を行う。（第九条の四関係）

２　その他所要の改正を行う。

第３　その他関係政令の一部改正

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令その他の政令について所要の改正を行う。

第４　経過措置

改正前の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二十七条の規定によりされている認可について、改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第三十三条第一項の規定によりされた認可とみなすこととする。（第二十五条関係）

第５　施行期日等

１　この政令は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。（附則第一条関係）

２　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条～第四条関係）

◇社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二百七十五号）（厚生労働省）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第一項第九号に掲げる規定（改正法第十五条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表及び第三十八条第三項の表の改正規定並びに改正法第二十九条中確定拠出年金法第四条第一項第三号の二、第八条第一項、第五十四条の二第一項、第六十二条、第六十四条、第十九条、第七十条第二項、第七十一条及び第七十四条の二第一項の改正規定並びに改正法附則第三十三条の規定を除く。）の施行期日は、令和八年十月一日とする。

◇社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二百七十六号）（厚生労働省）

第１　厚生年金保険法施行令の一部改正

１　厚生年金保険の被保険者であって老齢厚生年金の受給権者であるものがその資格を喪失した場合の年金額の改定について、厚生年金保険法附則第四条の六の新設に伴う所要の規定の整備を行う。（第三条の五第一項関係）

２　特定減額特例対象者から厚生年金保険法第九条の規定による被保険者となった場合における当該者の厚生年金保険の被保険者資格の取得の時期を規定する。（第六条の二の三関係）

３　その他所要の規定の整備を行う。